

感染症による出席停止の措置について

岩沼市立岩沼西小学校

学校保健安全法第19条に定めるところにより、下記の感染症に罹患した場合は、学校医や主治医の指導のもと「出席停止」の措置を講じます。出席停止期間については下表の通りです。

感染症が治癒、軽快して登校できるよう診断された際は、インフルエンザは「登校願い」(様式1)、インフルエンザ以外は「学校感染症による治癒(軽快)証明書(様式2)」の提出をお願いします。尚、第2種新型コロナウイルス感染症は治癒証明書等の提出は必要ありません。

インフルエンザによる「登校願い」(様式1)については保護者が御記入いただいたものでけっこうです。

その他の感染症については「学校感染症による治癒(軽快)証明書」(様式2)に主治医より証明を御記入いただき学校へ提出してください。

★感染症の第1種、第2種に罹患したと診断された場合、また第3種に罹患し集団感染予防のため、学校を休む必要があると主治医に診断された場合は、直ちに学校へ連絡をお願いします。

★各証明書の様式については、学校から配付させていただくか、西小学校 HP から様式をダウンロードして御利用ください。

★感染症による出席停止措置は、集団生活における感染予防と、罹患児童の早期回復や合併症予防の目的で行うものです。出席停止期間は主治医等の指示を守り静養に努めてください。また、登校する際は、体調について十分に健康観察を行っていただきますようお願いいたします。

【学校感染症一覧表】

2023.5月現在

種類	感染症名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎(ポリオ)	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群 (ベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルス)	
	鳥インフルエンザ (病原体が A 型インフルエンザウイルスでその血清亜型が H5N1 であるものに限る)	
第2種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ H5N1 を除く)	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗体菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹が出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(3日ばしか)	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで

種類	感染症名	出席停止期間の基準
第 2 種	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータウイルス属のコロナウイルス)(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る)	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1 日を経過 <u>※医師による治癒証明書の提出は必要ありません。</u>
	結核	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第 3 種	腸管出血性大腸菌感染症	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	コレラ	
	細菌性赤痢	
	腸チフス	
	パラチフス	
	その他の感染症 (必要があれば出席停止の措置を講じることができる感染症で、主治医や学校医の指示が必要な疾患です) ※第 3 種の感染症として扱う場合もあるので、主治医から感染防止の指示があった場合などは、学校へご相談ください ※感染症の例 感染性胃腸炎(ノロウイルス, ロタウイルス感染症など) サルモネラ感染症(腸チフス, パラチフスを除く) カンピロバクター感染症 マイコプラズマ感染症 インフルエンザ菌感染症 肺炎球菌感染症 溶連菌感染症 伝染性紅斑 急性細気管支炎(RS ウイルス感染症など) EB ウイルス感染症 ヒトメタニューモウイルス感染症 単純ヘルペス感染症 帯状疱疹 手足口病 ヘルパンギーナ A 型肝炎 B 型肝炎 伝染性膿痂疹(とびひ) 伝染性軟属腫(水いぼ) アタマジラミ 疥癬、皮膚真菌症(カンジダ感染症, 白癬感染症、特にトズランズ感染症)など	